

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日曜日は、その  
翌日)  
(土曜日は、その  
翌日)

## ◇ 告 示

### 目 次

- 字の区域の新設等 (二件)
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 干ばつについての特別被害地域の区域の指定
- 種畜証明書の交付
- 入会林野整備計画の認可
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良事業計画の適否の決定 (四件)
- 土地改良事業の認可 (二件)
- 土地改良区の成立
- 国有財産の用途廃止 (二件)
- 建築基準法による道路の指定 (二件)
- 昭和四十八年鳥取県住宅需要実態調査実施要綱
- 昭和四十八年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者

## ◇ 公 告

## 告 示

### 鳥取県告示第九百三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する 字の名称	同上の区域(昭和四十六年十一月三十日現在の地番による。)
大字松神字中峯	大字松神字高浜二〇五の四〇から二〇五の五四までの一部、二〇五の七五の一部、二〇五の七六の一部、二〇五の八〇の一部、二〇五の八一から二〇五の一四五まで、二〇五の一四六から二〇五の一四八までの一部、二〇五の一六一の一部、二〇五の一六二の一部、二〇五の一六五の一部、二〇五の一六六の一部、二〇五の一六七、二〇五の一六八から二〇五の一七五までの一部、二〇五の一七六、二〇五の一七七から二〇五の一八〇までの一部、二〇五の一八一、二〇五の一八二、二〇五の二一八の一部、二〇五の二二一の一

部、一一〇五の二二六の一部、一一〇五の二二七の一部、一一〇五の二三二から一一〇五の二三四までの一部、一一〇五の五四七、一一〇五の五四九、一一〇五の五五三、一一〇五の五五四及びこれらと一体をなす国有地、大字松神字東灘山一一〇六の二の一部、一一〇六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字松神字灘山一一二四の一部、一一二五の二の一部、一一二五の二から一二五八の四までの一部、一二五九及びこれらと一体をなす国有地並びに大字松神字西灘山一二六一の一部

大字松神字鷺取四五八の二の一部、大字松神字高浜一一〇五の一六一から一一〇五の一六六までの一部、一一〇五の一六八から一一〇五の一七五までの一部、一一〇五の一七七から一一〇五の一八〇までの一部、一一〇五の一八三の一部、一一〇五の一八四、一一〇五の一八五の一部、一一〇五の一八六から一一〇五の二〇二まで、一一〇五の二〇三の一部、一一〇五の二〇四から一一〇五の二一七まで、一一〇五の二一八の一部、一一〇五の二一九、一一〇五の二二〇、一一〇五の二二二の一部、一一〇五の二二三から一一〇五の二二五まで、一一〇五の二二六の一部、一一〇五の二二七の一部、一一〇五の二二八から一一〇五の二三一まで、一一〇五の二三三から一一〇五の三四四までの一部、一一〇五の二三五、一一〇五の二三六、一一〇五の二三七の一部、一一〇五の二四三の一部、一一〇五の二四四から一一〇五の二六七まで、一一〇五の二六八の一部、一

大字松神字大平

一一〇五の三二三の一部、一一〇五の三二四から一一〇五の三三五まで、一一〇五の三三六から一一〇五の三四〇までの一部、一一〇五の三四一、一一〇五の三四二、一一〇五の三四三の一部、一一〇五の三四六の一部、一一〇五の三五一から一一〇五の三五四までの一部、一一〇五の三六五の一部、一一〇五の三六六から一一〇五の三九〇まで、一一〇五の三九一から一一〇五の三九四までの一部、一一〇五の四〇二の一部、一一〇五の四〇三の一部、一一〇五の四〇八の一部、一一〇五の四〇九の一部、一一〇五の四一四の一部、一一〇五の四一五の一部、一一〇五の四二二の一部、一一〇五の四二四、一一〇五の四三六から一一〇五の四三八までの一部、一一〇五の四二九、一一〇五の四三〇の一部、一一〇五の四四四の一部、一一〇五の四五六及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇五の四三七、一一〇五の四三八、一一〇五の四四二、一一〇五の四四四及び一一〇五の四四五に隣接する無番地の一部並びに大字松神字西灘山一二六一の一部

大字松神字千鳥浜

大字松神字高浜一一〇五の二八七から一一〇五の二八九まで、一一〇五の二九二、一一〇五の二九三、一一〇五の二九五の一部、一一〇五の五五〇及びこれらと一体をなす国有地

大字松神字大西三五八の二の一部及び三六〇の一部、大字松神字鷺取四五七の一部、及び四五八の二の一部、大字松神字高浜一一〇五の四四三から一一〇五の四四五まで、

大字松神字日本陰

一二〇五の四四六の一部、一二〇五の四四七から一二〇五の四四九まで、一二〇五の四五〇の一部、一二〇五の四五一から一二〇五の四七二まで、一二〇五の四七三の一部、一二〇五の四七四から一二〇五の四七八まで、一二〇五の四七九の一部、一二〇五の四八〇の一部、一二〇五の四八一から一二〇五の四八六まで、一二〇五の五三一の一部、一二〇五の五三二の一部、一二〇五の五三三から一二〇五の五四〇まで、一二〇五の五五五、一二〇五の五五七及びこれらと一体をなす国有地並びに一二〇五の四三七、一二〇五の四三八、一二〇五の四四二、一二〇五の四四四及び一二〇五の四四五に隣接する無番地の一部並びに大栄町大字東園字稲場六〇八の五三の一部、六〇八の五四の一部、六〇八の六四の一部、六〇八の六六から六〇八の七〇までの一部、六〇八の七六の一部、六〇八の八〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字松神字東峯

大字松神字高浜一二〇二から一二〇四まで、一二〇五の二から一二〇五の三五まで、一二〇五の三六から一二〇五の五四までの一部、一二〇五の五五から一二〇五の七〇まで、一二〇五の七二から一二〇五の七四まで、一二〇五の七五の一部、一二〇五の七六の一部、一二〇五の七七から一二〇五の七九まで、一二〇五の八〇の一部、一二〇五の五二五、一二〇五の五二七、一二〇五の五四六、一二〇五の五五一、一二〇五の五五二、一二〇五の五五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字松神字東灘山一二

大字松神字中開

〇六の二の一部及び一二〇六の三の一部  
 大字松神字南鷺取五五九の一部及びこれと一体をなす国有地、大字松神字前西原五六一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字松神字西出口六八〇の二の一部、六八一から六八四まで、六八五の二の一部、六八五の四、六九七の二の一部、六九七の二の一部、六九八から六九九の二まで及びこれらと一体をなす国有地、大字松神字南火屋の前のうち九一五の一部、九一六から九一八まで、九四九の一部、九五〇の一部、九五二、九五三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字松神字南中開のうち九七九の一部、九八〇の一部、九八一、九八二の一部、九八三の一部、九九三の一部、九九七の二の一部、九九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字松神字北中開一〇三八の一部、一〇三九の一部、一〇四三の一部、一〇四四、一〇四五の一部及び一〇四六から一〇四八まで、大字松神字北火屋ノ前のうち一〇五三の一部以外の区域、大字松神字沖浜一〇六〇、一〇七〇の一部、一〇七一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇六八及び一〇七一と一体をなす国有地の一部、大字松神字火屋の沖の全域、大字松神字東浜一〇八九の一部、一〇九五の一部、一〇九六、一〇九七の一部、一〇九八の一部、一〇九九、一一〇〇の一部、一一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字松神字土ウダ一一七二の一部

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和四十六年十一月三十日現在の地番による。)
大字松神字東灘山	<p>大字松神字東灘山のうち一一二〇六の二の一部、一一二〇六の三、一一二〇七の二の一部、一一二二三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字松神字灘山一一二二七の二の一部、一一二二八の二の一部及び一一二二八の二の一部</p>
大字松神字灘山	<p>大字松神字灘山のうち一一二四四の一部、一一二四五の二の一部、一一二二七の二の一部、一一二二八の二の一部、一一二二八の二の一部、一一二四四の二の一部、一一二四四の二の一部、一一二四五の二の一部、一一二四九の二の一部、一一二四九の二の一部、一一二五〇、一一二五一から一一二五三までの二の一部、一一二五八の二の一部、一一二五八の四までの二の一部、一一二五九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字松神字東灘山一一二〇六の二の一部、一一二〇七の二の一部、一一二一三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字松神字西灘山一一二六〇の二の一部及び一一二六一の二の一部</p>
大字松神字西灘山	<p>大字松神字灘山一一二四四の二の一部、一一二四四の二の一部、一一二四五の二の一部、一一二四九の二の一部、一一二四九の二の一部、一一二五〇、一一二五一から一一二五三までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字松神字西灘山のうち一一二六〇の二の一部及び一一二六一の二の一部以外の区域並びに大字松神字高浜一一二〇五の二三四の一部、一一二〇五の二三七の一部、一一二〇五の二三八から一一二〇五の二四二まで、一一二〇五の</p>
大字松神字高浜	<p>二四三の二の一部、一一二〇五の二六八の二の一部、一一二〇五の二六九、一一二〇五の二七〇、一一二〇五の三二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字松神字高浜一一二〇五内第一、一一二〇五の二七一から一一二〇五の二八六まで、一一二〇五の二九〇、一一二〇五の二九一、一一二〇五の二九四、一一二〇五の二九五の二の一部、一一二〇五の二九六から一一二〇五の三二二まで、一一二〇五の三二三の二の一部、一一二〇五の三三六から一一二〇五の三四〇までの二の一部、一一二〇五の三四三の二の一部、一一二〇五の三四四、一一二〇五の三四五、一一二〇五の三四六の二の一部、一一二〇五の三四七から一一二〇五の三五〇まで、一一二〇五の三五五から一一二〇五の三五四までの二の一部、一一二〇五の三五五から一一二〇五の三六四まで、一一二〇五の三六五の二の一部、一一二〇五の三九一から一一二〇五の三九四までの二の一部、一一二〇五の三九五から一一二〇五の四〇一まで、一一二〇五の四〇二の二の一部、一一二〇五の四〇三の二の一部、一一二〇五の四〇四から一一二〇五の四〇七まで、一一二〇五の四〇八の二の一部、一一二〇五の四〇九の二の一部、一一二〇五の四一〇から一一二〇五の四一三まで、一一二〇五の四一四の二の一部、一一二〇五の四一五の二の一部、一一二〇五の四一六から一一二〇五の四二〇まで、一一二〇五の四二二の二の一部、一一二〇五の四二三から一一二〇五の四三五まで、一一二〇五の四三六の二の一部、一一二〇五の四三七の二の一部、一一二〇五の四三九から一一二〇五の四四二まで、一一二〇五の四八七、一一二〇五の四八八、一一二〇五の四八九から一一二〇五の五二四まで、一一二〇五の五二六、一一二〇五の五三〇の二の一部、一</p>	

	<p>二〇五の五四四の一部、一二〇五の五四五、一二〇五の五五九から一二〇五の五七四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一二〇五の二四二、一二〇五の二七〇、一二〇五の二七一、一二〇五の二七三及び一二〇五の二七四に隣接する無番地</p>	<p>大字松神字河原一〇二五の一の一部、大字松神字北中開一〇四一の一の一部、一〇四二の一部、一〇四五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字松神字北火屋ノ前一〇五三の一部、大字松神字沖浜のうち一〇六〇、一〇六二の一部、一〇六三、一〇七〇の一部、一〇七一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇六八及び一〇七一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字松神字高浜一二〇五の三六から一二〇五の四一までの一部、一二〇五の一四六から一二〇五の一四八までの一部、一二〇五の一四九から一二〇五の一五九まで、一二〇五の一六〇の一部、一二〇五の一六一の一部、一二〇五の五二八、一二〇五の五四一から一二〇五の五四三まで、一二〇五の五四八、一二〇五の五五八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字松神字土ウダのうち一一六六から一一七一まで、一一七二の一部、一一七六の一、一一七六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字松神字北東浜</p>	<p>大字松神字北東浜一一五四の一部、一一五五の三の一部、一一五八、一一五九の一部、一一六〇の一部、一一六一か</p>
	<p>ら一一六三まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字松神字東浜</p>	<p>大字松神字東浜のうち一〇八九の一部、一〇九五の一部、一〇九六、一〇九七の一部、一〇九八の一部、一〇九九、一一〇〇の一部、一一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字松神字北東浜一一五四の一部、一一五五の一、一一五五の二、一一五五の三の一部、一一五六、一一五七、一一五九の一部、一一六〇の一部、一一六四、一一六五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字松神字土ウダ一一六六から一一七一まで、一一七二の一部、一一七六の一、一一七六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字松神字西出口</p>	<p>大字松神字西出口六七四から六七九まで、六八〇の一の一部、六八〇の二、六八五の一、六八五の二の一部、六八五の三、六八六から六九六まで、六九七の一の一部、六九七の二の一部、七〇〇から七〇一の二まで、七〇五から七〇七まで、七〇八の一の一部、七一〇及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字松神 字南火屋ノ前</p>	<p>大字松神字西出口七〇二から七〇四まで、七〇八の一の一部、七〇八の二、七〇九及びこれらと一体をなす国有地並びに大字松神字南火屋ノ前九一五の一部、九一六から九一八まで、九四九の一部、九五〇の一部、九五一、九五二、九五三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字松神字西鷺取四一六の一部、四一八の一部、四二六</p>			

大字松神字鷺取

の一部、四三五の一部、四三六の一部、四三七、四三八の一部、四四〇の一部及び四四一の一部、大字松神字鷺取四四二、四四三の一部、四四四、四四五の一部、四四六の一部、四四九、四五〇、四五五から四五八の一までの一部、四五八の二から四六〇まで、四六一の一部及び四六二から四七二まで、大字松神字北鷺取の全域、大字松神字南鷺取のうち五五九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字松神字前西原五六一の一部、五六二、五六三、五六四の一部、五六四の三の一部、五六五から五六八の二まで、五六九の二の一部、五六九の二、五七〇の二の一部、五七〇の二の一部、五七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字松神字西出口六八〇の二の一部、大字松神字南中開九七九の一部、九八〇の一部、九八一、九八二の一部、九八三の一部、九九三の一部、九九七の二の一部、九九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字松神字河原のうち一〇二五の二の一部以外の区域、大字松神字北中開一〇三五から一〇三七まで、一〇三八の一部、一〇三九の一部、一〇四〇、一〇四一の二の一部、一〇四一の二、一〇四二の二の一部、一〇四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字松神字沖浜一〇六二の一部、一〇六三及びこれらと一体をなす国有地、大字松神字高浜一二〇五の二の一部、一二〇五の二、一二〇五の二六二の一部、一二〇五の二六三の一部、一二〇五の二六四の一部、一二〇五の二八三の一部、一二〇五の二八五の一部、一二〇五の二〇三の一部、一二〇五の四三八の一部、一二〇五の四四六の一部、

	<p>一二〇五の四五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二〇五の四三七、一二〇五の四三八、一二〇五の四四二、一二〇五の四四四及び一二〇五の四四五に隣接する無番地の一部、大字松神字東大西三八一の一部、三八四の一部及び三八四内第一の一部並びに大字松神字天神白三八八及び四〇四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字松神字前西原</p>	<p>大字松神字西原三二〇の二から三二二までの一部、三二三及び三二四並びに大字松神字前西原のうち五六一の一部、五六二、五六三、五六四の二の一部、五六四の三の一部、五六五から五六九の二まで、五七〇の二の一部、五七〇の二の一部、五七一の二の一部、五七二から五七六まで、五七七の一部、五七八、五七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字松神字西鷺取</p>	<p>大字松神字西原三二二の一部、三二五の一部、三二六及び三二七の一部、大字松神字西鷺取のうち四一六の一部、四一八の一部、四二六の一部、四三五の一部、四三六の一部、四三七、四三八の一部、四四〇の一部及び四四一の一部以外の区域、大字松神字鷺取四四三の一部、四四五の一部及び四四六の一部並びに大字松神字前西原五六九の二の一部、五七〇の二の一部、五七一の二の一部、五七二から五七六まで、五七七の一部、五七八、五七九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字松神字西原のうち三二〇の二から三二五までの一部、</p>	

<p>大字松神字西原</p>	<p>三二三、三二四、三二五の一部、三二六及び三二七の一部以外の区域、大字松神字南西原三三七から三四〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大栄町大字東園字川北林五七七及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字松神字天神白</p>	<p>大字松神字西原三二七の一部、大字松神字天神白のうち三八八の一部、三八九の一部、三九〇、三九一、三九二の一部、三九三、三九四の一部、三九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字松神字東天神白の全域</p>
<p>大字松神字大西</p>	<p>大字松神字狐塚三五五の一部、大字松神字大西のうち三五八の二の一部及び三六〇の一部以外の区域、大字松神字西大西の全域、大字松神字東大西のうち三八一の一部、三八四の一部及び三八四内第一の一部以外の区域、大字松神字天神白三八八の一部、三八九の一部、三九〇、三九一、三九二の一部、三九三、三九四の一部、三九五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字松神字鷺取四四六の一部、四四七、四四八、四五一から四五四まで、四五五から四五七までの一部及び四六一の一部</p>
<p>大字松神字狐塚</p>	<p>大字松神字狐塚三四八から三五二まで及び三五四の二から三五四の三までの一部</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字松神字南西原、大字松神字西大西、大字松神字東大西、大字松神字東天神白、大字松神字北鷺取、大字松神字南鷺取、大字松神字南中開、大字松神字河原、大字松神字北中開、字松神大字北火屋ノ前及び大字松神字火屋の沖</p>						
<p>鳥取県告示第九百三十八号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。 昭和四十八年十一月三十日 鳥取県知事 石 破 二 朗</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="445 994 747 1207"> <p>区域を変更する字の名称</p> </td> <td data-bbox="445 1207 747 1806"> <p>同上の区域(昭和四十六年六月一日現在の地番による。)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 994 445 1207"> <p>大栄町大字東園 字川北林</p> </td> <td data-bbox="336 1207 445 1806"> <p>大字東園字川北林のうち五七七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 994 336 1207"> <p>大栄町大字東園 字古屋敷</p> </td> <td data-bbox="97 1207 336 1806"> <p>大字東園字稲場六〇八の五三から六〇八の五四までの一部及び大字東園字古屋敷の全域並びに北条町大字松神字狐塚三五三の一、三五三の二、三五四の一から三五五までの一部及びこれらと一体をなす南西原の国有地の一部</p> </td> </tr> </table>	<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和四十六年六月一日現在の地番による。)</p>	<p>大栄町大字東園 字川北林</p>	<p>大字東園字川北林のうち五七七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大栄町大字東園 字古屋敷</p>	<p>大字東園字稲場六〇八の五三から六〇八の五四までの一部及び大字東園字古屋敷の全域並びに北条町大字松神字狐塚三五三の一、三五三の二、三五四の一から三五五までの一部及びこれらと一体をなす南西原の国有地の一部</p>
<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和四十六年六月一日現在の地番による。)</p>						
<p>大栄町大字東園 字川北林</p>	<p>大字東園字川北林のうち五七七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>						
<p>大栄町大字東園 字古屋敷</p>	<p>大字東園字稲場六〇八の五三から六〇八の五四までの一部及び大字東園字古屋敷の全域並びに北条町大字松神字狐塚三五三の一、三五三の二、三五四の一から三五五までの一部及びこれらと一体をなす南西原の国有地の一部</p>						

大字東園字稲場六〇八の四七から六〇八の五二まで、六〇八の五三の一部、六〇八の五四の一部、六〇八の五九、六〇八の六〇、六〇八の六一、六〇八の六三、六〇八の六四の一部、六〇八の六五、六〇八の六六から六〇八の七〇までの一部、六〇八の七一から六〇八の七五まで、六〇八の七六の一部、六〇八の七七、六〇八の八〇四から六〇八の八〇七まで、六〇八の八〇八の一部、六〇八の八一七から六〇八の八二一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに北条町大字松神字高浜一、二〇五の四七三の一部、一、二〇五の四七九の一部、一、二〇五の四八〇の一部、一、二〇五の五三一の一部及び一、二〇五の五三三の一部

鳥取県告示第九百三十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定した年月日	名称	所在地
昭和四十八年十一月十五日	田辺外科医院	米子市道笑町四丁目九五

鳥取県告示第九百四十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和四十八年十月十八日	岩本診療所	西伯郡名和町大字御来屋一、〇一八

鳥取県告示第九百四十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定した年月日	医療機関名	所在地
昭和四十八年十一月十六日	岩本診療所	西伯郡名和町御来屋一、〇一八



鳥取県告示第九百四十二号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第二条第五項第一号の規定に基づき、次のとおり昭和四十八年六月下旬から九月月上旬までの期間内における長期にやたる干ばつについての特別被害地域の区域を指定する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区	分	市町村名	旧市町村名
農業関係 一般農業者	市町村名	三朝町	旭村
		米子市	成実村
		名和町	大高村
		庄内村	光徳村
		中山町	上中山村
		下中山村	逢坂村

鳥取県告示第九百四十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明 番号	名前	品種	生年月日	産地	父	母	血統	級別	飼養者住所氏名
第一号	増徳山	鹿	四七・五・一〇	大栄町吉鹿	まつとつとり	まつもと	上余戸	生部 元春	上古川 大西 道弘
第二号	上重	鹿	四七・七・一	気高郡第五高	いのうえ	1	八頭郡用瀬町	福本 正一	智頭町 岩美郡岩美町 田村 重郎
第三号	八頭坂	鹿	四七・六・二〇	智八頭郡気高	高さかもと	1	智頭町	智頭町 岩美郡岩美町 田村 重郎	岩美郡岩美町 田村 重郎
第四号	福栄	鹿	四七・三・三〇	智八頭郡気高	高さかもと	1	智頭町	智頭町 岩美郡岩美町 田村 重郎	岩美郡岩美町 田村 重郎
第五号	国幸	鹿	四七・三・二八	智八頭郡気高	高さかもと	1	智頭町	智頭町 岩美郡岩美町 田村 重郎	岩美郡岩美町 田村 重郎
第六号	谷村	鹿	四七・三・一九	用瀬町	きさつ	1	智頭町	智頭町 岩美郡岩美町 田村 重郎	岩美郡岩美町 田村 重郎
第七号	国岡	鹿	四七・二・一〇	智頭町	なかだ	1	智頭町	智頭町 岩美郡岩美町 田村 重郎	岩美郡岩美町 田村 重郎
第八号	金竜	鹿	四七・一・〇・六	東伯郡吉鹿	たから	1	智頭町	智頭町 岩美郡岩美町 田村 重郎	岩美郡岩美町 田村 重郎
第九号	寿	鹿	四七・六・一〇	清	童たね一	1	智頭町	智頭町 岩美郡岩美町 田村 重郎	岩美郡岩美町 田村 重郎
第十号	盛山	鹿	四七・五・二〇	大栄町吉鹿	まつもと	1	智頭町	智頭町 岩美郡岩美町 田村 重郎	岩美郡岩美町 田村 重郎
第十一号	増徳山	鹿	四七・五・一〇	大栄町吉鹿	まつとつとり	1	智頭町	智頭町 岩美郡岩美町 田村 重郎	岩美郡岩美町 田村 重郎

第一九号	長田	四七・二・二七	西伯町	昭栄一	くらしき	安部 貞紀
第一八号	船高	四七・四・三	岸本町		ゆきこ	恩田 官一
第一七号	赤岩	四七・四・七	会見町	気高	いわがわ	西伯郡岸本町 加川 潔
第一六号	村栄八	四七・五・二八	西伯郡岸本町	吉光	り	米子市河三柳 田崎 晴二
第一五号	光	四七・五・二〇		国隆	はな いさみ	山崎岩五郎
第一四号	伊藤	四七・八・一七	米子市	昭栄一	ふじよし	西伯郡大山町 野口 正博
第一三号	木下	四六・九・八	八頭郡用瀬町	気高	やまご	
第二二号	増尾	四七・三・二五	倉吉市	吉徳	ますお やまもと	

鳥取県告示第九百四十四号

日野郡日野町中菅入会林野整備組合長石田虎男から申請のあつた中菅入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月二十七日認可したので、同法同条第三

項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石

破

二

朗

鳥取県告示第九百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北条砂丘地区第二の一工区の換地処分を行なつたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石

破

二

朗

鳥取県告示第九百四十六号

昭和四十八年九月十二日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（赤谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石

破

二

朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十七号

昭和四十八年十月八日付で会見町長から申請のあつた土地改良(浅井地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十八号

昭和四十八年十月二十日付で智頭町長から申請のあつた土地改良(東宇塚地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十九号

昭和四十八年十月二十七日付で岸本町長から申請のあつた土地改良(立岩地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良(横谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。  
昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百五十一号

若土土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(若土地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月二十七日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百五十二号

日野郡溝口町大坂六五五番地林原勝幸ほか十五人の者から設立認可申請のあつた溝口土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月二十二日設立の認可をし、同法同条第二項の規程により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百五十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十一月二十二日から用途廃止した。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
岩美郡国府町大字栃本字下モ田四七〇番四地先	四九・五八	道路敷

鳥取県告示第九百五十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十一月二十二日から用途廃止した。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡若桜町大字若桜字浦町三四一番一地先	一〇・三八	道路敷
八頭郡若桜町大字若桜字浦町三四一番一地先	八・四〇	水路敷

鳥取県告示第九百五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号に規定する道路を昭和四十八年十一月三十日指定したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の指定の地域	種 類 及 び 路 線 名	幅 員	延 長
鳥取都市計画事業	都市計画道路一三―一停車場県庁線	二七・〇〇	二二一・〇〇
鳥取駅前土地区画整理される地域	一三―四停車場布勢線	二二・〇〇	三〇六・〇〇
"	二一―一四叶裁判所線	二二・〇〇	一七七・〇〇
"	二一―一八停車場卯垣線	二二・〇〇	五四三・〇〇
"	二一―一九末広古海線	二二・〇〇	三二二・〇〇
"	二一―二一富安掛出線	二二・〇〇	五七〇・〇〇
"	二一―三五停車場川下線	二七・〇〇	五一〇・〇〇
"	(一)八永楽富安線	八・〇〇	五三〇・〇〇

米子都市計画事業	米子駅前土地区画整理される地域	区画街路	幅員	延長
都市計画道路三一五―一米子駅境線	区画街路一号線	(一)一九今町棒鼻線	二五・〇〇	六九七・一五
三―四―一七米子駅西町線	二号线	二号线	一六・〇〇	七一六・三五
三―四―一三富士見町東町線	三号线	三号线	一六・〇〇	二二三・七〇
区画街路一号線	四号线	四号线	一〇・五〇	二二二・三五
二号线	五号线	五号线	八・五〇	一四〇・七〇
三号线	六号线	六号线	八・五〇	二二四・九〇
四号线	七号线	七号线	八・五〇	三二八・〇〇
五号线	八号线	八号线	八・五〇	八九〇・〇〇
六号线	九号线	九号线	六・〇〇	一九三・〇〇
七号线	一〇号线	一〇号线	六・〇〇	一九二・〇〇
八号线	一一号线	一一号线	六・〇〇	二四七・〇〇
九号线	一二号线	一二号线	六・〇〇	一四一・〇〇
一〇号线	一三号线	一三号线	六・〇〇	七〇・〇〇
一一号线	一四号线	一四号线	六・〇〇	一〇〇・〇〇
一二号线	一五号线	一五号线	六・〇〇	一四二・〇〇
一三号线	一六号线	一六号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
一四号线	一七号线	一七号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
一五号线	一八号线	一八号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
一六号线	一九号线	一九号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
一七号线	二〇号线	二〇号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
一八号线	二一号线	二一号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
一九号线	二二号线	二二号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
二〇号线	二三号线	二三号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
二一号线	二四号线	二四号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
二二号线	二五号线	二五号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
二三号线	二六号线	二六号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
二四号线	二七号线	二七号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
二五号线	二八号线	二八号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
二六号线	二九号线	二九号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
二七号线	三〇号线	三〇号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
二八号线	三一号线	三一号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
二九号线	三二号线	三二号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
三〇号线	三三号线	三三号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
三一号线	三四号线	三四号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
三二号线	三五号线	三五号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
三三号线	三六号线	三六号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
三四号线	三七号线	三七号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
三五号线	三八号线	三八号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
三六号线	三九号线	三九号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
三七号线	四〇号线	四〇号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
三八号线	四一号线	四一号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
三九号线	四二号线	四二号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
四〇号线	四三号线	四三号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
四一号线	四四号线	四四号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
四二号线	四五号线	四五号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
四三号线	四六号线	四六号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
四四号线	四七号线	四七号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
四五号线	四八号线	四八号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
四六号线	四九号线	四九号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
四七号线	五〇号线	五〇号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
四八号线	五一号线	五一号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
四九号线	五二号线	五二号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
五〇号线	五三号线	五三号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
五一号线	五四号线	五四号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
五二号线	五五号线	五五号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
五三号线	五六号线	五六号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
五四号线	五七号线	五七号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
五五号线	五八号线	五八号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
五六号线	五九号线	五九号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
五七号线	六〇号线	六〇号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
五八号线	六一号线	六一号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
五九号线	六二号线	六二号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
六〇号线	六三号线	六三号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
六一号线	六四号线	六四号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
六二号线	六五号线	六五号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
六三号线	六六号线	六六号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
六四号线	六七号线	六七号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
六五号线	六八号线	六八号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
六六号线	六九号线	六九号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
六七号线	七〇号线	七〇号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
六八号线	七一号线	七一号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
六九号线	七二号线	七二号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
七〇号线	七三号线	七三号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
七一号线	七四号线	七四号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
七二号线	七五号线	七五号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
七三号线	七六号线	七六号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
七四号线	七七号线	七七号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
七五号线	七八号线	七八号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
七六号线	七九号线	七九号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
七七号线	八〇号线	八〇号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
七八号线	八一号线	八一号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
七九号线	八二号线	八二号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
八〇号线	八三号线	八三号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
八一号线	八四号线	八四号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
八二号线	八五号线	八五号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
八三号线	八六号线	八六号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
八四号线	八七号线	八七号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
八五号线	八八号线	八八号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
八六号线	八九号线	八九号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
八七号线	九〇号线	九〇号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
八八号线	九一号线	九一号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
八九号线	九二号线	九二号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
九〇号线	九三号线	九三号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
九一号线	九四号线	九四号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
九二号线	九五号线	九五号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
九三号线	九六号线	九六号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
九四号线	九七号线	九七号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
九五号线	九八号线	九八号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
九六号线	九九号线	九九号线	六・〇〇	一五〇・〇〇
九七号线	一〇〇号线	一〇〇号线	六・〇〇	一五〇・〇〇

鳥取県告示第九百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年十一月三十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四号線	六〇〇	五九	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
五号線	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇
六号線	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇
七号線	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇
八号線	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇
九号線	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇
二〇号線	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇
二一号線	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇	メ一〇

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市末広温泉町三五四 有限会社 東信商事 代表取締役 田村梅治	鳥取市正蓮寺字西ノ谷二四 七ノ一・二四九ノ四・二四 九ノ一五〇・一五五ノ一の 一部、字小丸山二四五ノ一 ・二四五ノ二・二四五ノ二	幅員 五・〇〇メートル 六・一五メートル 延長 一八三・四〇メートル

鳥取県告示第九百五十七号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、昭和四十八年鳥取県住宅需要実態調査を次の実施要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

七・二四五ノ一八・二四五ノ八〇の一部、字細谷一五六ノ六の一部、一五七ノ一、一五九ノ七、一五九ノ九、一六〇ノ一の一部、一五六ノ六・一五九ノ七・一五九ノ九・一六〇ノ一・二四五ノ一七地先農道
--

- 一 調査の目的
 

昭和四十八年鳥取県住宅需要実態調査実施要綱

この調査は、本県における住宅の需要の実態を把握し、昭和五十一年から始まる第三期住宅建設五ヶ年計画の策定の基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査の範囲
 

この調査は、昭和四十五年国勢調査の一般調査区に常住する普通世帯

のうち、知事が別に定める方法で抽出した世帯について行なう。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

- 1 現在居住している住宅の状況に関する事項
- 2 世帯の生計に関する事項
- 3 住宅に関する感じ方に関する事項
- 4 住宅の改善計画に関する事項
- 5 住環境に対する考え方に関する事項

四 調査の時点

この調査は、昭和四十八年十二月一日現在によつて行なう。

五 調査の方法

この調査は、調査員が直接に対象世帯主に質問してその回答を記入する他計調査及び対象世帯主に調査票を配布してその回答の記入を求める自計調査により行なう。

六 調査の実施期間

この調査の実施期間は、昭和四十八年十二月一日から昭和四十八年十二月二十日までとする。

公 告

昭和48年11月11日に実施した昭和48年度宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和48年11月30日

鳥取県知事 石 破 二 朗

森本 美明	田村 義正	福西 英勝	岡田 恭子	前田 一郎
藤原 博光	寛 寛	高橋文三郎	吉田 迪子	中尾みさを
平福 博行	岩崎 一	小林 篤善	伊吹 善博	渡辺 正博
井手 添 茂	菅原佐津美	辻 利彦	谷野 豊	杉島 正美
下本 綾子	永嶋 育子	前田 好則	荻野 昭二	松本 正男
船石 武彦	岩谷 忠重	木原 紀雄	奥田 長寿	中村 彰樹
治部田照男	木下 義介	立岩 克子	岡本甚一郎	中村 牧野
小泉 悦則	小林 孝行	森原 強	井上 義人	遠藤 秀実
馬野 丸子	船越 正輝	伊東 資秘	川角 隆	岡田芳治郎
山本 久男	長谷川勝秋	田原 明政	梶川 昇	山本 義孝
山下 竜雄	福本 潔	村口 美孝	高垣 克美	近間 正司
古田 勇	水本 古久	小田 健一郎	山本 賢者	河原 敏和
笏村 博志	高浜 護	古田 正	松永 衛	杉山 明尚
武中良之輔	宮本 哲夫	高林 植田	高見 廣雄	松本 兼房
樋口 謙輔	中嶋 洋雄	植田 秋博	伊藤 伊藤	森本 晴美
河本 紀行	福本 隆年	山下 隆重	伊藤 秀雄	山崎 武
岸野 春	西川 勲	山崎 隆重	早田 公英	池田 幸雄
中村 順子	遠藤 秀夫	渡辺 仁志	和久本博人	幸雄
種田誠一郎	三津国 敏	奥石 武徳	智明	池田 和彦
坂根 憲明	岩佐 栄治	新宮 喜弘	湯上 成夫	中西 諄子
石河 照大	清水 高二	高岡 繁	海老原 定	丸山 良夫
村川 道夫	財賀 明	福谷久美子	林 昭男	清水 定雄
森本 実	藤本 孝志	三枝 康範	宇田川嶺二	佐野 定雄
石田 重富	郷田 義介	遠藤 優一		

佐々木正之	飼牛	狩野	上山	藤田	岩城
安田	下吉	山崎	塚田	中田	西本
訂二	一男	尚生	一雄	隆男	輝昭
龜山	今津	谷口登	山下才	加藤	佐中
秦彦	明功	貴子	桑子	定吉	宏吉
越智	高多	尾崎源	米本	桑原正二	大田
壯	照泰	十郎	義明	進	
宮崎	井上	水谷八枝子	徳丸	大西	
昭典	康裕	英敏	孝保		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】